

厚生労働省発職第 0720001 号

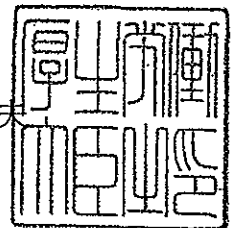
労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

別紙「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年7月20日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

一 特定受給資格者の範囲の改正

- (1) 基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、期間の定めのある労働契約（当該期間が一年未満のものに限る。）の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されないこととなったこと（一年以上引き続き同一の事業主の適用事業に雇用されるに至った場合を除く。）を規定すること。

- (2) 基本手当の特定受給資格者に係る法第二十三条第二項第二号の厚生労働省令で定める理由として、当分の間、法第三十三条第一項の正当な理由を規定すること。ただし、被保険者が失業した場合において、法第十三条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができない場合に限り、このこと。

二 常用就職支度手当の対象者の範囲の改正

常用就職支度手当の支給対象となる季節的に雇用されていた特例受給資格者について、その通年雇用

に係る業種の限定を廃止すること。

三 労働移動支援助成金等の改正

次に掲げる助成金について、短時間労働者に係る異なる取扱いを廃止すること。

(1) 労働移動支援助成金のうち求職活動等支援助給付金

(2) 人材確保等支援助成金のうち中小企業基盤人材確保助成金

四 特定求職者雇用開発助成金の改正

特定求職者雇用開発助成金の額について、雇い入れた労働者一人当たり定額を支給する取扱いに変更するとともに、当該助成金のうち緊急就職支援助成金の支給対象について、短時間労働者に係る異なる取扱いを廃止すること。

第二 雇用対策法施行規則の一部改正

特定求職者雇用開発助成金の額について、雇い入れた労働者一人当たり定額を支給する取扱いに変更すること。

第三 その他

一 施行期日

この省令は、平成十九年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うものとする。